

i S m a r t L T E（E）特約

iSmart LTE（E）特約は、fit コールインターネット接続サービス利用規約第5条第2項の定めにより、以下の通り iSmart LTE（E）特約を定め、特約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、特約に基づき iSmart LTE（E）を提供します。

第1条（品目）

iSmart LTE（E）は、次の品目（以下、「品目」といいます。）があります。

| 品目 | 内容 |
|--------------|---|
| 定額使い放題プラン | 月額費用（基本料金）額について、次条（最低利用期間）の規定に基づき設定される2年間の最低利用期間に対応するものとして当社が設定する額を適用する iSmart LTE（E） |
| 4 G／L T Eプラン | 月額費用（基本料金）額について、次条（最低利用期間）の規定に基づき設定される2年間の最低利用期間に対応するものとして当社が設定する額を適用する iSmart LTE（E） |

第2条（最低利用期間）

iSmart LTE（E）に係る fit コールインターネット接続サービス利用規約（以下、「iSmart LTE（E）」といいます。）における最低利用期間は、品目を定額使い放題プラン及び4G／LTEプランとする iSmart LTE（E）にあっては2年とし、その起算日は課金開始日とします。

2 前項の規定にかかわらず、fit 接続モバイル/Eプラン契約の期間中に第5条（契約内容の変更）の規定に基づく回線数の変更（数の増加を伴う回線数の変更）があった場合には、当該回線（回線に対応する移動無線機器、SIM カードを含む）の利用に係る iSmart LTE（E）契約について、当該回線に係る課金開始日を起算日として、品目を定額2年とする iSmart LTE（E）にあっては2年間の最低利用期間が設定されるものとします。

第3条（利用資格）

iSmart LTE（E）は、契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）及び個人（未成年者は除く）で利用することができます。

第4条（利用条件）

契約者は、 iSmart LTE（E）において当社から提供を受けた役務、移動無線機器、SIM カードその他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。ただし、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

第5条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、 iSmart LTE（E）契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- 回線数（回線数に比例する移動無線機器数及びSIMカード数）
- 前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

第6条（機器の選定）

iSmart LTE（E）における移動無線機器及び SIM カード（以下、「移動無線機器等」といいます。）は、契約回線数に応じて当社が選択して貸与するものとします。なお、契約者は、SIM カードのみの貸与を請求することはできません。

第7条（機器の管理）

契約者は、当社が貸与する移動無線機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

- 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器等としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - 日本国外で移動無線機器等を使用しないこと
 - 移動無線機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- 2 iSmart LTE（E）契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他移動無線機器等を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく移動無線機器等を当社に返還するものとします。

第8条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、移動無線機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該移動無線機器等を当社に返還するものとします。

- 前項の返還があったときは、当社は、代替機の送付を行います。
- 移動無線機器等の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、端末保守手数料として別紙の⑥一時費用に定める金額を支払うものとします。

第9条（亡失品に関する措置）

契約者は、移動無線機器等を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

- 当社は、亡失品（第7条（機器の管理）第2項及び前条（故障が生じた場合の措置等）第1項に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器等を含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、契約者は、当社に対し亡失負担金として別紙⑥一時費用に定める金額を支払うものとします。
- 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

第10条（ソフトウェアの利用）

契約者は、iSmart LTE（E）における通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

- 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェア関する使用許諾条件を遵守するものとします。

第11条（契約者確認）

当社は、契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第311号）に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。）を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が本人確認に応じない場合又は本人確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社は iSmart LTE（E）の利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る fit コールインターネット接続サービス契約の解除を行うことができるものとします。

第12条（解除の効力が生ずる日）

iSmart LTE（E）において、暦月末日から12営業日前までに契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、月末に当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第13条（料金）

契約者が、iSmart LTE（E）の利用に関して支払うべき料金の額は、別途定めるとおりとします。この場合において、契約事務手数料の支払義務は iSmart LTE（E）の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第14条（最低利用期間内解除調定）

iSmart LTE（E）がその最低利用期間（第2条（最低利用期間）第2項の場合を含みます）の経過する日前に解除された場合（fit コールインターネット接続サービス利用規約第22条（本サービスの廃止）又は第24条（当社が行う利用契約の解除）第6項の規定に基づき解除された場合を除きます。）には、契約者は、別途定める金額を支払うものとします。

第15条（本サービスの廃止）

- 当社は、業務上の都合により、契約者に対して現に提供している本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 当社は、前項において定める本サービスの廃止を行う場合には、別途その旨を契約者に通知します。
- 当社は、本条第1項において定める本サービスの廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第16条（サービスの品質保証又は保証の限定）

iSmart LTE（E）は、ワイモバイル株式会社の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ワイモバイル株式会社の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

- 前項に定める事項のほか、iSmart LTE（E）は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第17条（機能の制限）

契約者は、当社が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いた iSmart LTE（E）の利用、及び iSmart LTE（E）において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

附則

この特約は、平成24年8月6日から実施します。

平成24年8月6日施行

平成24年8月21日改定

平成27年3月10日改定